

## 【 事業主、従業員の皆さまへ 】

# 町県民税の特別徴収の完全実施について

西村山地域では、法令遵守と納税の公平性を図るため、特別徴収の対象となる全ての事業所に、平成 25 年 5 月に税額通知書等を送付いたします。事業所の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ◆ 町県民税の特別徴収とは

町県民税の特別徴収とは、事業主が所得税の源泉徴収と同様に、従業員に毎月支払う給与から町県民税を引き去りし、従業員に代わって町に納めていただく制度です。

西村山地域では、平成 25 年度 (6 月分) から、町県民税の特別徴収の完全実施を行います。

### ◆ 対象事業主

地方税法及び町の条例により、従業員の所得税の源泉徴収を行う事業主の方は、従業員の数にかかわらず、特別徴収義務者として、従業員の町県民税を特別徴収していただく義務があります。

### ◆ メリットは？

従業員の方は金融機関に出向く必要がなくなり、納め忘れや残高不足などの心配もありません。また、普通徴収は年 4 回の納期で町県民税を納めますが、特別徴収は年 12 回で納付となるため 1 回あたりの負担が少なくなります。

### ◆ 特別徴収のしくみ

(1) 事業主は、給与支払報告書を、毎年 1 月 31 日までに、従業員が住んでいる市町村役場へ提出します。

(2) 提出された給与支払報告書により、市町村役場から毎年 5 月末までに次の書類が送付されます。

- ・ 特別徴収税額通知書：納税義務者用（従業員）各自 = 1 通、特別徴収義務者用 = 1 通（役場からの税額のお知らせです。）
- ・ 納入書：月毎に 1 2 枚（住民税の納付書です。）
- ・ 給与所得者異動届出書（大江町は上記書類とともに送付する「特別徴収のしおり」に入っています。従業員の就職・退職があった場合は、その都度、この届出書により町へ連絡してください。）

(3) 給与引き去りの準備として、給与の控除明細欄に「住民税」という欄を設けます。

- ・ 町県民税の控除の開始月は 6 月分で、翌年 5 月まで控除します。
- ・ 控除した合計額は、送付された役場からのそれぞれの納付月の納入書の合計金額とつき合わせて、控除した源泉所得税や社会保険料などと同様に預かり金の通帳に入金して

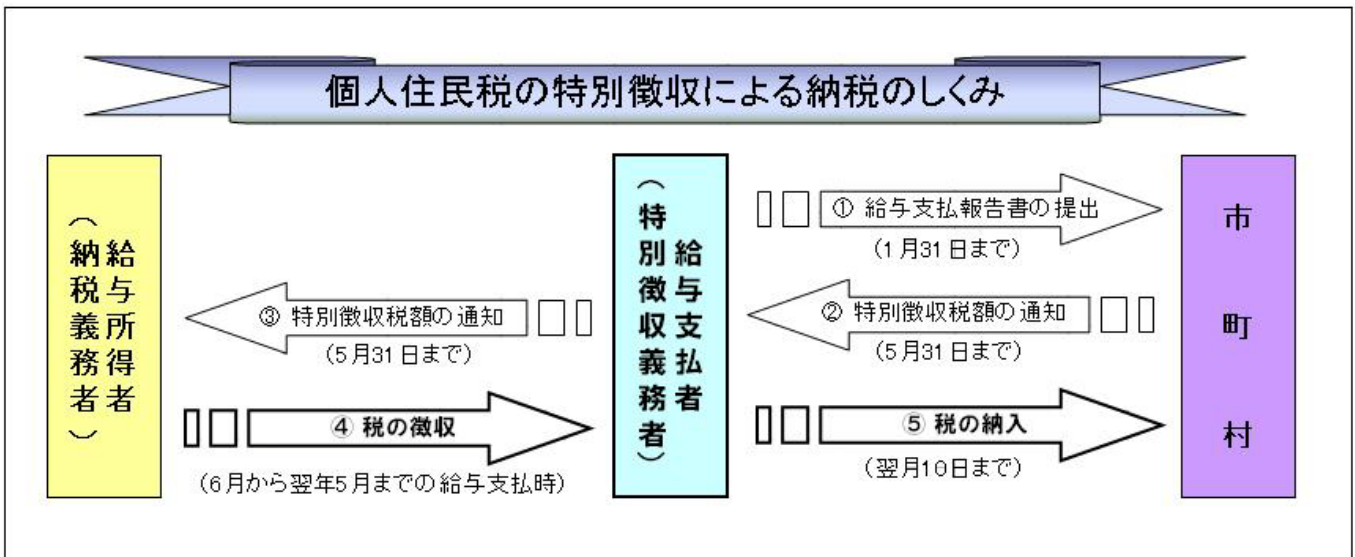
おきます。

※ 7月給与以降の毎月の町県民税の控除合計額は、従業員に異動がない限り毎月、同額となります。

**(4)町県民税は、所得税と同様に給与支払月の翌月10日までに金融機関の窓口で納めます。**

※ **町県民税は、市町村ごとに分けて納める必要はありません。**

それぞれの市町村から送られた納入書と、納める税の合計金額を金融機関の窓口へ提出すれば、その後の市町村への納入手続は金融機関が行います。



住民税は、社内の積立預金のように定額を毎月の給与から控除して納めるだけで、とても簡単です。

- ・ 住民税は、年税額を12回に分割して納税することから、源泉所得税のように年末調整は必要ありません。
- ・ 源泉徴収簿や源泉徴収票を作成するなどの事務はありません。

※ チラシをダウンロードをすることができます。

**チラシ「個人住民税は特別徴収で納めましょう」 ←こちらをクリックしてください。**



(A 4判 2 ページ / PDF : 1.31MB)